HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	環境刑法における法益保護（５） ： 環境媒体侵害の刑法的規制を中心に
Author(s)	梁, 小煒
Citation	北大法学論集, 77(2), 1-48
Issue Date	2026-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/100164
Type	departmental bulletin paper
File Information	01_Liang_lawreview_77_2.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

環境刑法における法益保護（5）

―― 環境媒体侵害の刑法的規制を中心に ――

梁　　小　煒

目　次

序章　はじめに
第一章　ドイツ刑法における環境犯罪をめぐる検討
（以上、75巻5・6合併号～76巻4号）
第二章　中国刑法における環境犯罪をめぐる検討
第一節　環境犯罪の立法経緯と現在の規定
第一項　1979年旧刑法時代の規定
第二項　現行の刑法典の規定とその改正
第二節　環境犯罪の保護法益について―環境汚染罪（刑法338条）を中心に
第一項　公害刑法から環境刑法への可能性の開拓
第二項　環境犯罪の保護法益に関する各見解
第三項　折衷説の法益理解の肯定　（以上、本号）

第二章　中国刑法における環境犯罪をめぐる検討

第一節　環境犯罪の立法経緯と現在の規定

中国刑法上の環境犯罪は、旧刑法の時期と現行の刑法典の時期という二つの段階の発展を経てきた。前者は「環境犯罪立法の分散性」を特徴づけられ、すなわち、当時では、環境に関連する各種の刑罰規範は刑法典（旧刑法）、単行刑法、環境保護単行法等にそれぞれ創設されていた。しかも、旧刑法の体系から見て、環境犯罪に係る章節はまだ存在しなかった。これに対して、現行の刑法典では「環境資源を破壊する罪」という

独立の部分があり、環境犯罪の各条文が規定されている。本節では、中国環境刑法の立法経緯及び条文規定の変化を紹介したい[1]。

第一項　1979年旧刑法時代の規定

1979年施行された中華人民共和国の旧刑法において、生態環境の要素に直接関連する犯罪として、各則第三章「社会主義経済秩序を破壊する罪」という部分では128条「林木盗伐濫伐罪」、129条「水産物不法捕獲罪」及び130条「不法狩猟罪」のみが規定されている[2]。他方、同法105条「危険方法による公共安全危害罪」は、「人間以外の客体（各種の施設や公共財産等）を破壊し、よって公共の安全に危害を与えながら重大な侵害結果を引き起こさなかった」ような行為を規制している。この規定の明文に列挙されている行為客体（すなわち、構成要件該当のため、破壊されるべき各種の公共財産等の客体）には河川、水源、森林等の環境構成要素があるが、これらの客体を法益と評価し保護するのは本条の目的ではない。

すなわち、当時では、水、空気、土壌等の自然的環境基盤または環境媒体への保護は存在せず、「動植物」という自然環境の現象形態のみが保護客体とされている。ただし、旧刑法で保護されている森林、水産物、並びに鳥獣等の野生動物は単に経済的資源と評価され、それらの生態環

---

[1] 中国環境犯罪の現状の紹介として、何群＝山本雅昭「中国における環境刑法の現在と将来」近畿大学法学67巻１・２号（2019年）17頁以下参照。

[2] 具体的にいえば、中国1979年刑法128条「林木盗伐濫伐罪」に、「森林保護法規に違反して、森林またはその他の林木を盗伐、濫伐し、情状の重いものは、３年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科または単科することができる」と規定されている。129条「水産物不法捕獲罪」に、「水産資源保護法規に違反して、禁漁区において、禁漁期に、または使用を禁止された用具、方法を用いて水産物を捕獲し、情状の重いものは、２年以下の有期懲役、拘役または罰金に処する」と規定されている。130条「不法狩猟罪」に、「狩猟法規に違反して、禁猟区において、禁猟期に、または使用を禁止された用具、方法を用いて狩猟を行い、貴重な鳥獣またはその他の野生動物資源を破壊し、情状の重いものは、２年以下の有期懲役、拘役または罰金に処する」と規定されている。条文の邦訳について、平野龍一＝浅野敦編『中国の刑法と刑事訴訟法』（東京大学出版会、1982年）参照。

境の構成要素としての側面（生態の構成部分の側面）は言及されなかった[3]。それゆえ、批判的見解によれば、「旧刑法の立法者が着目したのは、資源の破壊を回避し、よって経済の向上を確保することである。自然環境保護は認識されていなかったのである」[4]とされている。つまり、1979年旧刑法の立法は生態保護の視点から出発したといえず、その条文の規定も断片的であり、自然への配慮は不十分である[5]。

そのほか、上記の刑法典の規定以外、当時では生態環境に係る単行刑法、付属刑法もいくつか現れた。例えば1988年施行された「国家重点保護の貴重な、または絶滅の危険のある野生動物を捕獲、殺害する行為にかかる補充規定」は、同規定で列挙されている貴重な野生動物と絶滅の危険のある野生動物を不法に捕獲、殺害する行為を犯罪として規定している。それによって、ここでの「野生動物」は特別法の保護を受けており、旧刑法129条と130条の保護客体である水産物と鳥獣等の野生動物の範疇から排除された。これも資源としての動植物に係る立法である。

他方、環境汚染に対処する法律としては、大気汚染防治法や水汚染防治法等の環境保護単行法[6]があり、これらの条文に重大汚染事故を惹起する行為の刑事責任に関する規定がある[7]。また、1989年施行された環境

---

[3] すなわち、これらの条文の目的は、一般的には「防護林、用材林、経済林、薪炭林、特種用途林その他の林木」（旧刑法128条）、「国家の水産資源」（129条）、「国家の貴重財産としての野生動物資源」（130条）への保護と理解されているので、明らかに動植物の財産的側面に着目するのである。平野＝浅野・前掲注２）140頁以下参照。

[4] 付立庆「中国『刑法』中的环境犯罪：梳理，评价与展望」『法学杂志』2018年第４期，55頁。

[5] その立法の不十分さの原因としては、社会上の混乱の事態がだんだん収束していく1979年の立法当時、中国の経済発展の程度が比較的に低く、大規模な工業化もまだ進捗していなかったので、人間の生存空間への、環境汚染や生態破壊による危殆化は、その影響が現在のほど鮮明なのではないのである。王振华「我国环境犯罪理论研究」『上海政法学院学报』2020年第5期，74頁参照。

[6] 中国当時の環境保護単行法の体系について、片岡直樹『中国環境汚染防御治法の研究』（成文堂、1997年）参照。

[7] 例えば、1996年の水汚染防治法57条（1987年の立法当時では38条）には、「本法の規定に違反して、重大な水汚染の事故を生じさせ、よって公私財産または

保護法につき、当時の43条には、「本法に違反して重大な環境汚染事故を発生させ、よって公私の財産に重大な損害を与え、または人を死傷させた場合、その直接責任者に刑事責任を追及する」[8]と規定されている。もちろん、これらの規定は、汚染物質の排出に起因する環境基盤の損害を直接規制せず、前述した旧刑法の公共安全危害罪と同様に個人的法益の保護に着眼しているので、外部環境に排出された有害物質が環境との複合的作用を通じて人間の生命、身体を危殆化するという伝統的「公害犯罪」に属するのである。

以上のことから見て、旧刑法時代では、刑法による自然環境の効果的保護が存在しなかった。第１に、環境基盤あるいは環境媒体を保護法益とする理解は、旧刑法の立法目的に合致しない。旧刑法以外の環境保護単行法は環境基盤への有害物質の排出を刑事罰で規制していたが、「公害事故による人の死傷や財産の損失」という明文の要求により、これらの条文も環境基盤に内在する生態価値を承認しないと認められ得る。第２に、環境基盤に係る規定とは違い、当時では確かに動植物を保護する規定があったものの、立法者は社会的発展の視点からその経済的価値の側面のみを考慮して、生態系維持の重要性に関連づける動植物保護を度外視したのである。

第二項　現行の刑法典の規定とその改正

その後の立法を経て、1997年施行された現行の中華人民共和国刑法においては、その第六章「社会秩序妨害罪」の第六節「環境資源を破壊する罪」における各条文（刑法338条―346条）が環境犯罪に関するものである。

立法当時の環境犯罪の規定については、刑法338条「重大環境汚染事

人身権益に重大な損害を与える場合、刑法（1979年旧刑法）115条（危険物質による重大事故罪）、187条（国家機関公務員職責懈怠罪）の規定に基づき刑事罰に処する」と規定されている。

[8] その後、2015年には環境保護法の改正を経てきた。現行の環境保護法は、単にその69条において「本法の規定に違反し犯罪に該当する場合、刑事責任を追及する」という漠然とした内容を規定している。

故罪」、339条「輸入の固体廃棄物不法処理罪、固体廃棄物無断輸入罪」、340条「水産物不法捕獲罪」、341条「貴重な野生動物・絶滅の危険のある野生動物侵害罪、不法狩猟罪」、342条「耕地不法占用罪」、343条「鉱物不法採掘罪、鉱物破壊的採掘罪」、344条「貴重樹木不法伐採、毀損罪」、345条「盗伐林木罪、濫伐林木罪、盗伐・濫伐林木不法購入罪」、346条「両罰規定」がある。

そして、現行の刑法典が発効した後、環境犯罪に係る数回の改正を行ってきた[9]。最初には2001年の「刑法改正案（二）」によって、刑法342条「耕地不法占用罪」は「農用地不法占用罪」に変更された。元々の「耕地不法占用罪」は、「土地管理法規に違反して、耕地を不法に占用してその用途を変更し、その量が比較的に大きくて、大量な耕地を毀損する」ような行為を規制していた。改正後の「農用地不法占用罪」は、その文言において従来の「耕地」を「耕地、林地等の農用地」に変え、保護客体の拡張を行った。

2002年の「刑法改正案（四）」により、第１に、刑法339条「固体廃棄物無断輸入罪」は「廃棄物無断輸入罪」に変更された。元来の「固体廃棄物無断輸入罪」は、「原料を利用する名目で、原料として利用不能な固体廃棄物を輸入する」行為を「本法155条（密輸罪）の規定により罪を認定し処罰する」ことを要求した。改正案による刑法152条「廃棄物密輸罪」の新設（その２款は「税関の管理を回避し、国外の固体廃棄物、液体廃棄物または気体廃棄物を国内に運搬し、情状が重い」場合での処罰を規定している）に伴い、改正後の「廃棄物無断輸入罪」は従来の固体廃棄物以外、原料として利用不能な液体廃棄物及び気体廃棄物をも輸入の客体とし、かつ、その罪の認定と処罰を新設された刑法152条で行う。第２に、刑法344条「貴重樹木不法伐採、毀損罪」は「国家重点保護植物不法伐採、損壊罪」に変更した。元来の構成要件は「森林法の規定に違反して貴重な樹木を不法に伐採しまたは毀損する」行為を規制した。改正後の同条は、保護範囲を「（貴重樹木以外の）国家が特に保護する

[9] 2001年と2002年の環境刑法改正の経緯の紹介として、梁根林［金光旭訳］「中国の環境刑法」西田典之編『環境犯罪と証券犯罪』（成文堂、2009年）41頁以下参照。

植物」にまで拡張した。また、これらの植物を「不法に購入、輸送、加工、販売する」行為も344条で処罰する。第３に、刑法345条３款「盗伐・濫伐林木不法購入罪」は「盗伐・濫伐林木不法購入、運搬罪」に変更した。すなわち、「営利目的で森林の区域で盗伐しまたは濫伐した林木であることを知り、これを不法に購入した」という構成要件での「営利目的」の主観的要件及び「森林の区域」の地域的要件を削除するとともに、「不法運搬」の類型を新設した。

2011年の「刑法改正案（八）」は、刑法338条を「環境汚染罪」と改正した。元の刑法338条は、「土地、水域または大気」という環境基盤に危険廃棄物を放出し、よって重大な環境汚染事故を生じさせ、人の死傷または財産の損害を発生させる行為への規制である。改正後の「環境汚染罪」は、汚染事故の惹起及び人身、財産の損害の要件を削除し、環境基盤への排出で「環境を著しく汚染した」のみを要求している。そのほか、元の刑法343条「鉱物不法採掘罪」１款に、「鉱物資源法の規定に違反して、採鉱の許可を取得せずに無断で採鉱し、国家の企画鉱区、国民経済上重要な価値のある鉱区または他人の鉱区に無断で進入して採鉱し、あるいは、国家が規定する保護対象である特定の鉱種を無断で採掘し、採掘停止を命令されても停止せずに、鉱物資源を著しく破壊した」という構成要件があった。改正後の同条は、「採掘停止の命令を受けても停止しない」と「鉱物資源の著しい破壊」を削除し、無断の採鉱の「情状が重い」という情状の要件のみを構成要件該当の条件とすることになる。

最近の改正として、2021年の「刑法改正案（十一）」の施行により、第１に、刑法338条の構成要件は再度変更された。すなわち、現行338条「環境汚染罪」にその基本的構成要件（有害物質の放出による環境への著しい汚染）は変更されないまま、２款での４つの加重構成要件（重点保護区域への排出、国家が特に保護する水域への排出、農用土地への重大侵害、人の死傷の惹起）及び３款の観念的競合の規定が新設された。第２に、刑法341条に、貴重な野生動物・絶滅の危険のある野生動物以外の陸生野生動物を「食用の目的で不法捕獲、購入、輸送、販売する」に係る構成要件を、本条３款として新設した。第３に、国立公園、国家の自然保護区域で不法に開墾をし、開発活動をし、または建築物を建てる行為に係る構成要件を、刑法342条の１として新設した。第４に、外

来侵入種の不法輸入、釈放、遺棄に係る構成要件を刑法344条の１として新設した。

以下では、現在の中国刑法典第六章「社会秩序妨害罪」の第六節「環境資源保護を破壊する罪」の各条文（刑法338条―346条）を概括的に紹介する[10]。

338条「環境汚染罪」は、国家の規定に違反して、有害物質を放出して環境を著しく汚染した行為に対する処罰である。そして、重点保護区域への有害物質の排出、国家が特に保護する水域への有害物質の排出、有害物質の排出による農用土地への重大侵害、有害物質の排出による人の死傷の惹起がその加重構成要件である。

339条「輸入した固体廃棄物不法処理罪、廃棄物無断輸入罪」は、国家規定に違反して、国外の固体廃棄物を国内において投棄、放置、処分する行為と、基本的行為要件である固体廃棄物処理で重大な環境事故を惹起して人の健康または財産を侵害する行為に対する処罰（１款）、及び、国務院関係主管部門の許可を得ずに無断で固体廃棄物を輸入して原材料として使用し、よって重大な環境事故を惹起して人の健康または財産を侵害する行為に対する処罰（２款）である。そのほか、原料を利用する名目で、原料として利用不能な固体廃棄物、液体廃棄物または気体廃棄物を輸入する行為を刑法152条（廃棄物密輸罪）に基づいて処罰するとの規定もある（３款）。

340条「水産物不法捕獲罪」は、水産資源保護法規に違反して、禁漁区域または禁漁期間に、もしくは使用禁止の道具、方法で、水産物を捕獲する行為に対する処罰である。

341条「貴重な野生動物・絶滅の危険のある野生動物侵害罪、不法狩猟罪、陸生野生動物不法捕獲、購入、輸送、販売罪」は、国家が特に保

[10] そのほか、刑法典の別の部分にも環境犯罪に関する罪は散見している。例えば、刑法典各則第三章「社会主義市場経済の秩序を破壊する罪」の第二節「密輸の罪」には151条「珍奇動物、同製品密輸罪」、152条「廃棄物密輸罪」があり、各則第九章「汚職の罪」には407条「林木伐採許可証不法発行罪」、408条「環境監督管理懈怠罪」、413条「動植物不正検査罪、動植物検疫懈怠罪」がある。

護する貴重な野生動物・絶滅の危険のある野生動物を不法に捕獲、殺害し、または当該動物とその製品を不法に購入、輸送、加工、販売する行為に対する処罰（１款)、狩猟法規に違反して、禁猟区域または禁猟期間に、もしくは使用禁止の道具、方法で、狩猟をして野生動物資源を破壊する行為に対する処罰（２款)、及び、野生動物保護管理法規に違反して、食用の目的で１款以外の自然環境で生息する陸生野生動物を不法に捕獲、購入、輸送、販売する行為に対する処罰である（３款)。

342条「農用地不法占用罪」は、土地管理法規に違反して、耕地、林地その他の農用地を不法に占用してその用途を変更し、その量が比較的に大きく、大量な農用地を毀損する行為に対する処罰である。

342条の１「自然保護地域破壊罪」は､自然保護地域法規に違反して、国家公園、国家の自然保護区域で不法に開墾をし、開発活動をし、または建築物を建てる行為に対する処罰である。

343条「鉱物不法採掘罪、鉱物破壊的採掘罪」は、鉱物資源法の規定に違反して、許可なく無断で採鉱し、国家の企画鉱区、国民経済上重要な価値のある鉱区または他人の鉱区に無断で進入して採鉱し､あるいは、国家が規定する保護対象である特定の鉱種を無断で採掘する行為に対する処罰（１款）と、破壊的方法で採鉱し、よって鉱物資源を著しく破壊した行為に対する処罰（２款）である。

344条「国家重点保護植物不法伐採、損壊罪、国家重点保護植物・同製品不法購入、輸送、加工、販売罪」は、国家の規定に違反して、貴重な樹木または国家が特に保護するほかの植物を不法に伐採、毀損する行為、及び、当該植物またはその製品を不法に購入、輸送、加工、販売する行為に対する処罰である。

344条の１「外来侵入物種の不法輸入、釈放、遺棄罪」は、国家の規定に違反して、外来侵入物種を不法に輸入、釈放、遺棄する行為に対する処罰である。

345条「盗伐林木罪、濫伐林木罪、盗伐・濫伐林木不法購入、運搬罪」は、森林その他の林木を盗伐する行為に対する処罰（１款)、森林法の規定に違反して､森林その他の林木を濫伐する行為に対する処罰(２款)、及び､盗伐､濫伐された林木であることを知りながらこれを不法に輸送、購入する行為に対する処罰である（３款)。

346条「両罰規定」は、組織体に対して罰金を科すほか、直接責任者に対して各本条により処罰すると規定している。

以上の条文から見て、「環境媒体」（各種の環境基盤）及び「その他の現象形態」（環境基盤以外の動物圏、植物圏、特定の保護地域）という２種類の保護客体に対応して、現在の中国刑法上の条文にも、環境汚染の対象としての環境基盤に係る罪（刑法338条、339条）と、動植物、鉱産、特定の保護地域等の、人間が直接使用・消耗できる自然資源または人間が特定した地域に係る罪（刑法340―345条）という２つの類型の環境犯罪が規定されている。そして、環境基盤に係る罪の中には、環境汚染から個人的法益を保護する伝統的「公害犯罪」に属するもの（刑法339条）と、明文で環境の構成要素に直接対処するもの（刑法338条の基本的構成要件）がある。後者の構成要件が生態系の維持に（も）対応する現代的「環境犯罪」に属するかについては、現在学説上にはまだ争っている。同条文の特殊性（環境基盤侵害に係る唯一の罪）を重要な原因として、中国刑法上の環境犯罪の保護法益や行為態様についての検討は、ほとんど刑法338条を基礎に行われている。ゆえに、本稿も同条文への解釈を中心に検討をしたい。

第二節　環境犯罪の保護法益について―環境汚染罪（刑法338条）を中心に

第一項　公害刑法から環境刑法への可能性の開拓

前節で言及したように、現行刑法の立法当時、環境基盤に関する罪は刑法338条「重大環境汚染事故罪」[11]（以下で「旧々338条」をいう）であった。確かに、同条は「土地、水または大気」という環境基盤への危険廃

[11] 中国刑法旧々 338条「重大環境汚染事故罪」：国家の規定に違反して、土地、水域または大気に放射線廃棄物、伝染病の病原体を含む廃棄物、毒性物質またはその他の危険な廃棄物を排出し、投棄し、または処分した者が、重大な環境汚染事故を生じさせ、公私の財産に重大な損失を与えまたは人を死傷させるという重大な結果を発生させたときは、３年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。その結果が特に重いときは、３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

棄物の放出を規制しているが、重大な環境汚染事故に起因する生命、身体または財産の損害の発生をも要求するので、伝統的公害犯罪に属し、環境基盤それ自体への保護に着目しない。

しかし、当該旧々338条の規定には疑問があるとされている。まず、①保護法益の側面について、2011年刑法改正の前に、環境汚染行為を直接規制する罪が公害犯罪として人身、財産という伝統的な個人的法益のみを保護するのは合理的でないと主張する見解が現れてきた。例えば、「環境犯罪の場合に、人身、財産に対する損害が直ちに発生するわけではない……この過程は最初、軽微で不明確な環境損害として現れ、一定の累積を経た後、重大な環境破壊に至るのであろう。それゆえ、重大環境汚染事故罪のように、環境がすでに破壊され、かつ、財産または人身が重大な損害を被った時点ではじめて介入することは遅すぎるのでないか。しかも、これが環境保護の目標にも合致しない」[12]との見解がそれである。また、「こうした立法姿勢は、現代の環境倫理及び地球生態圏中心主義に相反するものであり、環境資源及び生態系自身の有する独自の価値を軽視し、生態系に対する破壊の不可修復性及び不可逆性を理解しないものである」[13]として、生態系利益に直接着目する見解が存在する。

つまり、当時は、環境要素に関連する犯罪の場合に、不特定の生態系の維持をも重要視すべきであり、人身、財産の事実的侵害のみを規制することはやはり不十分であると認められている。

それに加えて、②規制されるべき行為態様の確定という側面について、生態系自身の固有の価値に直接言及しなかったにもかかわらず、学説も立法者も旧々338条の構成要件上の欠陥を認識している。

すなわち、学説上において、例えば、「単に重大な環境汚染事故を惹起したが、財産の重大な損失または人の死傷という重大な結果がない場合、重大環境汚染事故罪は成立しない……『重大な環境汚染事故』それ自体には実質的な内容がないから、当該メルクマールは、財産の損失と

[12] 张旭＝高玥「环境犯罪行为比较研究――以刑事立法为视角」『吉林大学社会科学学报』2010年第１期，121頁。

[13] 梁・前掲注９）48頁。

人の死傷の発生という重大な結果で解釈されるべきである」[14]と、旧々338条には過剰な文言があるとの批判がある。また、立法者の立場においても、「重大環境汚染事故罪によれば、汚染行為は放射線廃棄物、伝染病の病原体を含む廃棄物、毒性物質またはその他の危険な廃棄物という４つの類型の物質のみに対する排出、投棄、処分行為である。しかし、近年発生した水汚染の事件から見ると、一部の汚染はこの４種類の有害物質以外の物質の排出に由来することもあり、この場合、重大環境汚染事故罪の適用は困難である」[15]といった改正理由から見たように、環境汚染への対処の不備のゆえに、旧々338条の改正をせざるを得ない。

これらの不足を踏まえて、2011年の「刑法改正案（八）」は、旧々338条「重大環境汚染事故罪」を当時の338条「環境汚染罪」（以下では「旧338条」をいう）として改正してきた。この改正によって、旧338条では「国家の規定に違反して、放射線廃棄物、伝染病の病原体を含む廃棄物、毒性物質またはその他の有害物質を排出し、投棄し、または処分した者が、環境を著しく汚染したときは、３年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。その結果が特に重いときは、３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」と規定した。

旧々338条「重大環境汚染事故罪」と比較して、旧338条「環境汚染罪」の文言にはいくつかの変更が発生してきた。まず、第１に、従来の「危険な廃棄物」を「有害物質」と変更した。通説によれば、ここでは環境汚染の行為手段を拡張しているとされる。すなわち、通説は「改正前の規定によって、危険でない廃棄物及び危険な非廃棄物は危険な廃棄物の範囲以外にあるように見える。しかしながら、これらの物質は同様に環境汚染を生じさせることができるのであろう。危険な廃棄物に対して、有害物質という概念は環境への侵害に着目しており、より広い範疇に属する」[16]と指摘するのである。それゆえ、改正後の「環境汚染罪」にお

[14] 李梁「污染环境罪侵害法益的规范分析」『法学杂志』2016年第５期，98頁。
[15] 全国人大常委会法制工作委员会編『中华人民共和国刑法释义（第５版）』，法律出版社2011年，587頁。
[16] 郭世杰「从重大环境污染事故罪到污染环境罪道理念嬗递」『中国刑事法杂志』

いて、環境汚染の行為手段は限定されなくなるように見える。すなわち、危険な廃棄物[17]だけでなく、環境基盤の損害を惹起できる有害物質すべてがこの罪の構成要件に合致することになる。

そして、第２に、従来の「土地、水域または大気」という限定を削除し、それ以外の環境基盤をも行為客体としている。確かに、立法者の説明によれば、「『刑法改正案（八）』は、従来の条文で規定されていた排出、投棄、処分行為の対象としての『土地、水域または大気』を削除した。これが単なる文言上の改正にすぎず、条文の文言を簡潔にさせるためである。実際に、排出、投棄、処分行為の対象は、通常の場合には依然として土地、水域、大気である」[18]とされ、改正後の条文でも従来の行為客体の範囲を維持していると説明される。しかし、一般的な見解によれば、むしろ客観的解釈の視点から出発すべきである。つまり、当該改正は行為客体の範囲を拡張して、将来可能な立法の不備を回避するべきである[19]。ゆえに、もし客観的解釈に基づくのであれば、改正後の「環境汚染罪」の行為客体は環境基盤の全般にも及んでいると認められ得る。

最後に、第３に、改正前は「重大環境汚染事故罪」における「重大な環境汚染事故を生じさせ、公私の財産に重大な損失を与えまたは人を死傷させた」ことに基づいて、汚染の排出による汚染事故と個人的法益の侵害との間の現実的な因果関係の存在を認定してはじめて、侵害結果を

2013年第８期，49頁。

[17] すなわち、「危険な廃棄物」の範囲は、危険な廃棄物に関する国家の名簿で列挙されているもの、あるいは危険な廃棄物に関する国家の鑑定基準、鑑定方法で認定されるもののみを含んでいる。これが「有害物質」の下位の概念に属するのである。何帆『刑法注释书』，中国民主法制出版社2019年，818頁参照。ちなみに、2016年の「危険な廃棄物に関する国家のインデックス」２条によれば、危険な廃棄物とは「腐食性、毒性、燃えやすい性、反応性、感染性のいずれかの危険特性またはその多種の危険特性のあり、かつ、環境または人の健康に有害な影響を与える可能性があり、よって危険な廃棄物として管理されるべきである廃棄物」をいう。

[18] 全国人大常委会法制工作委员会編『中华人民共和国刑法修正案（八）条文说明，立法理由及相关规定』，北京大学出版社2011年，177頁。

[19] 王勇「环境犯罪立法：理念转换与趋势前瞻」『当代法学』2014年第３期，58頁；付・前掲注４）55頁参照。

排出行為に帰属させ構成要件の成立を認めることができるのであった。これに対して、改正後の「環境汚染罪」は「環境を著しく汚染した」のみを要求しており、明文に排出行為による個人的法益への侵害や危殆化を不要としているのである。

その後、前節で述べたように、最近、刑法338条は再度改正されてきた。すなわち、2021年の「刑法改正案（十一）」の法改正を経て、現行の「環境汚染罪」では、

「国家の規定に違反して、放射線廃棄物、伝染病の病原体を含む廃棄物、毒性物質またはその他の有害物質を排出し、投棄し、または処分した者が、環境を著しく汚染したときは、３年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。（１款）

情状が重いときは、３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。（２款）

下記の事情の一つがある場合、７年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する：（一）飲料水水源保護地域、自然保護核心区域などの重点保護区域において、放射線廃棄物、伝染病の病原体を含む廃棄物、毒性物質を排出、投棄、処理して、情状が特に重い場合

（二）国家の確定した重要な河川、湖などの水域に放射線廃棄物、伝染病の病原体を含む廃棄物、毒性物質を排出、投棄、処理して、情状が特に重い場合

（三）大量な農用土地の基本機能を喪失させた場合、あるいは同土地に回復できない損害を与えた場合

（四）多くの人に重傷または重大な病気を与え、あるいは人に重大な障害を与え、または人を死亡させた場合。（３款）

以上の行為が同時に他の犯罪に該当する場合、より重い規定により処罰される（４款）」と規定されている。つまり、「有害物質の放出による環境基盤への著しい汚染」[20]という基本的構成要件は変更されないまま、

[20] 本条の「有害物質」について、「工業危険廃棄物以外のほかの工業固体廃棄物、各種の未処理の生活系ゴミ、有害性のある大気汚染物、オゾン層の消耗に作用する物質、有害性のある水域汚染物、利用あるいは処理の際に毒性または有害

加重構成要件（３款）、及び観念的競合の適用に係る規定（４款）が新設されてきた。

上述した刑法338条の改正経緯から見て、少なくとも条文の文言に基づけば、公害被害の防止及び人身、財産など個人的法益の保護を規制の目的とした従来の公害刑法の維持の必然性がなくなっており、環境基盤への刑法的保護の方向が明らかにされた。つまり、学説によれば、同改正は「自然環境での刑法の介入の前倒し及び早期の追求」と特徴づけられた[21]。この改正を経て、文言上には、なるほど環境基盤に対する汚染行為が直ちに本条の規制対象となり得るはずであるが、解釈論では、この改正後の構成要件が果たして自然環境を保護法益としながら環境汚染行為を規制しているのかは問題となる。

第二項　環境犯罪の保護法益に関する各見解

環境媒体侵害に対処する構成要件の保護法益のあり方について、すでに述べたドイツ環境刑法上の各学説に対する類型化に相応して、中国の環境犯罪の場合でも同様に人間中心主義、生態主義、行政主義、及び折衷的生態・人間中心主義に分けることが可能である。もちろん、これらの見解に主張されている保護財の具体的内容については、ドイツの環境刑法のそれと相違するところがないわけではない。以下では、中国刑法上の各見解及びそれぞれに対応した反対説を紹介・考察する。

１．伝統的な通説としての行政主義

Ａ．行政主義の内容と根拠

中国刑法上の行政主義によれば、環境犯罪の保護法益は、環境保護の場面での行政的管理に係る利益に関連するものである。この行政利益説

性のある物質を生じさせる必然性があるほかの物質、国務院の環境部門と衛生部門が公布した毒性と有害性のある汚染物の名簿における相応の物質など」と理解されている。周加海＝喻海松「关于办理环境污染刑事案件有关问题座谈会纪要的理解与适用」『人民司法』2019年第16期，31頁参照。

[21] 王（振）・前掲注５）80頁；王（勇）・前掲注19）61頁参照。

が伝統的通説の主張である。すなわち、通説によれば、刑法338条の保護法益は「国家環境保護制度である。ここでの国家環境保護制度とは、環境保護法、水汚染防治法、大気汚染防治法、固体廃棄物汚染環境防治法などの法律（環境行政法）によって形成されてきた環境保護に係る制度である」[22]と述べられる。この理解に基づくと、環境犯罪の場合、環境損害の有無やその程度よりも、自然環境に関する管理秩序の不遵守のほうが重要視されている。

肯定説によれば、行政主義を支持する理由としては、まず、第１に、法律文言に関する根拠がある。すなわち、行政主義の法益理解は、形式的には中国刑法典の文言及びその体系に合致するものであるとされる。

つまり、中国刑法典はドイツ刑法の体系と異なり、明文に「環境を侵害する罪」のようなタイトルを使用していない。しかも、環境犯罪に係る各条文を各則の第六章「社会秩序妨害罪」（社会秩序妨害とは、社会管理活動への悪影響をいう）という部分に設置したという立法の現状に基づくと、生態環境に対する「国家の管理活動」それ自体を、そのまま刑法上の独自の保護客体と評価することは合理的であると考えられ得る[23]。

そして、第２に、肯定説によれば、環境犯罪の行政従属性の特徴から見ても、環境汚染に対処する場合において、刑法が行政上の順調な管理機能に対する確保を規制の目的としているのであると評価され得る。

具体的にいえば、刑法338条の「国家の規定に違反する」のメルクマールは環境刑法の行政従属性を提示するものであり、それによって、その構成要件の適用は環境行政法に依存している。これに基づいて、行政当局によって許可された汚染行為は「国家の規定に違反する」行為に属せず、環境汚染罪の成立の前提条件を満たさない。行政上許可された行為は「行政法的秩序の安全」に悪影響を与えないという点からして、行政従属性のある環境犯罪は行政法上の利益、すなわち、環境保護に係る「行

[22] 高铭暄＝马克昌編『刑法学（第九版）』，北京大学出版社2019年，580頁；刘宪权編『刑法学下（第四版）』，上海人民出版社2016年，366頁；王作富『刑法分则实务研究（下）（第五版）』，中国方正出版社2013年，1385頁；1389頁。

[23] 汪劲『环境法学（第四版）』，北京大学出版社2018年、315頁参照。

政法上の管理制度」をその保護法益と認めることができる[24]。

以上のような行政主義の理解は、行政的管理機能の維持・実現に関連する行政利益を直接に刑法上の保護財としている。他方で、ドイツ刑法の行政主義の見解によれば、環境犯罪の保護法益は「行政法による事実的管理の下にある環境」[25]であるとされる。また、行政上のコントロール機能を中間法益のみとし、環境基盤を真正な保護法益とする構想もある[26]。すなわち、ドイツの行政主義は、確かに行政当局による管理・分配活動をも保護客体の確定において考慮しているが、依然として「自然環境」を保護法益としている。これに対して、中国の行政主義は単に行政管理の維持という形式的側面を重要視し、管理の対象としての環境基盤それ自体を保護客体としないと認められ得る。

確かに、行政財保護に関する見解においては、「管理活動」[27]、「管理制度」[28]、あるいは「管理秩序」[29]などの表現の違いが存在するものの、これらには本質的な相違がないというべきである。なぜなら、まず、①「管理制度」説でも「管理秩序」説でも同様に刑法典の体系・文言から出発して、環境犯罪の条文が設置された各則の第六章「社会秩序妨害罪」の「社会管理秩序の保護」という立法理念に適応しているからである[30]。そして、②「管理活動」説は具体的な行政管理機能の発揮をより重要視しているが、行政管理活動の担保が正常な社会秩序の維持に資するので、

---

[24] 张苏「环境刑法空白构成要件适用中的难题及其解决」『法律适用』2013年第５期，43頁参照。

[25] Vgl.*Frank Saliger*,Umweltstrafrecht,2.Aufl,2020,S.16；*Hans-Jürgen Papier*,Zur Disharmonie zwischen verwaltungs- und strafrechtlichen Bewertungsmaßstäben im Gewässerstrafrecht,NuR1986,S.2.

[26] Vgl. *Michael Heghmanns*,Grundzüge einer Dogmatik der Straftatbestände zum Schutz von Verwaltungsrecht oder Verwaltungshandeln,2000,S.172.

[27] 汪（劲）・前掲注23）315頁参照。

[28] 高＝马編・前掲注22）580頁；张（苏）・前掲注24）43頁；刘（宪）編・前掲注22）366頁参照。

[29] 王秀梅＝杜澎『破坏环境资源保护罪』，中国人民公安大学出版社1998年，11頁；邓国良＝石聚航『生态犯罪的惩治与预防』，法律出版社2015年，140頁参照。

[30] 安然『污染环境罪基础理论研究』，法律出版社2022年，66頁参照。

同見解は依然として自然環境の領域での社会管理秩序を保護財と理解しているといえるからである。

B．行政主義に対する批判

しかし、行政主義の法益理解は従来の通説であったとしても、現在では、これがドイツ刑法上の行政主義と同様に批判されている。反対説は２つの指摘を提出しており、私見としても１点の疑問がある。

まずは、①自然環境の悪化に着目しない点には疑問がある。確かに、国家が相応の行政的管理システムに基づいて秩序のある利益配分を図るということは環境保護の重要な手段である。それにもかかわらず、環境保護の管理秩序に違反せずに生態環境侵害に達する行為が多数存在するのはもちろんである。それゆえ、環境法益の範囲は単なる環境管理秩序よりも広いのであり、「環境法益＝環境管理秩序」という考え方は、実際には人間の自然的生活空間という客観的存在を無視したものであると認められるべきである[31]。

そして、②中国の環境犯罪は刑法典の「社会秩序妨害罪」という部分に設置されたことから、国家の環境保護制度または環境管理秩序がまさに環境犯罪の保護法益に属することになるという文言解釈の論理について、反対説によれば、説得的ではないとされる。なぜなら、「ある程度、刑法典における罪のほとんどは、同時にその前提的管理制度でも規制されているので、これらの罪でも（行政管理秩序に由来する）社会関係の保護を図ることは不可能でない」[32]からである。

すなわち、「社会秩序妨害罪」以外の多数の構成要件的行為は行政罰でも規制されているが、相応の刑法規範は行政利益を直接に保護法益とするのではないので、環境犯罪の場合でも同様に対処すべきである。言い換えると、「社会秩序妨害罪」以外の罪は同様に社会秩序の妨害を惹起できるので、なぜ「社会秩序妨害罪」の構成要件で社会管理秩序を特に保護すべきかについて明白ではない。

---

[31] 钱小平「环境刑法立法的西方经验与中国借鉴」『政治与法律』2014年第３期, 139頁参照。

[32] 安・前掲注30）70頁。

さらに、③私見によれば、法益概念の定義や内容から、上述した行政主義の法益理解には賛成すべきではないように思われる。刑法上の保護法益は人間の自由な自己発展に資する各種の基本的条件でなければならないから、環境犯罪の場合でもこの基本的条件を探るべきである。それゆえ、もし自然的環境基盤が社会の構成員の生活・発展にどのような影響を与えるかについて説明がなされなければ、なぜ生態環境が刑法の保護に値するかについてすでに疑問が生じるので、環境の領域での行政管理秩序に対する保護の意義はなおさら不明確であろう。このように、行政主義の法益理解は、自然環境の人間社会のための作用を提示しない点で、実質的には法益保護の原則に反するのであろう。

２．伝統的な人間中心主義

Ａ．人間中心主義の理解

ここでいう伝統的な人間中心主義は、ドイツ環境刑法上の人間中心主義と同様に、伝統的な公害犯罪の保護客体である個人的法益を重要視するものである。これによると、環境刑法の目的は個人の本来の利益を維持するものであり、環境基盤を破壊する行為が、人間の生命、身体などの個人財に悪影響を与えない場合、刑罰で規制されるべきではないように考えられている。

これを支持する主張として、例えば「環境犯罪を代表とする現代のリスク犯罪は､不特定多数人の生命､健康利益を保護するものにすぎない。刑事立法が上述の法益に対する保護を維持していることは、集合的法益という概念を承認するかについての問題と関係しない」[33]との見解がある。また、刑法338条の保護法益が「国家の環境保護制度と、公私の財産及び公民の健康､生命の安全」であると主張する見解もある[34]。つまり、同見解は前述の環境領域での行政秩序利益及び伝統的な個人財を同時に要求し、よって「二重の法益」を環境汚染罪の保護客体と認定するもの

[33] 雷东生「刑法保护法益的判断规则」『法制与社会发展』2015年第６期，165頁。
[34] 黎宏『刑法学各论（第二版）』，法律出版社2016年，441頁。また、これと同様の理解として、齐文远編『刑法学（第三版）』，北京大学出版社2016年，524頁も参照。

である。

このように、これらの見解によれば、各環境要素が環境犯罪の行為客体にすぎず、個人の生命、身体、健康などの悪化に関連しない自然環境は、たとえ現代的人間社会の重要な利益であったとしても、相変わらず刑法の保護法益と評価され得ない。

B．人間中心主義に対する批判

人間中心主義に対する批判としては、まず、①この法益理解は中国刑法上の環境汚染罪の規定に合致しないと考えられる。すなわち、「純粋な人間中心の法益論に基づくと、人間の生命や身体の機能などを侵害しまたは危殆化した場合、通常は処罰されるべきである。ゆえに、このような侵害または危殆化行為が環境保護の法規範に違反したかについて特に検討する必要はない。しかしながら、現行刑法338条は、明文に国家の規定の違反を環境汚染罪の成立の前提条件として要求している」[35]と指摘する。

換言すれば、刑法338条において個人的法益の保護を図ろうとする場合、「国家の規定に違反する」という行政従属性に係る構成要件メルクマールとの関係について疑問がある。行政上許可された汚染はそもそも構成要件に合致せず、たとえ人身または財産を危殆化したとしても、この事実は変わらないだろう。ただ、その不処罰は明らかに個人的法益の保護の要求に矛盾するからである。

さらに、②個人的法益の事実的侵害があった場合に、汚染行為を処罰することに問題はないけれども、人間中心主義が個人的法益を危殆化する汚染行為をも規制している場合、その危険の存否は確定しがたいのである。

すなわち、「解釈論に基づき、もし人間の生命、身体、健康に危険を与える環境汚染行為のみが処罰に値するのであれば、特定の客観的な基準を設置すべきである。それは、どの種類、どの程度の汚染行為が人間の生命、身体、健康に危険を与える行為であるかについての基準である。しかしながら、このような基準を提示するのは困難ないし不可能であ

[35] 张明楷『刑法学（第六版）』，法律出版社2021年，1480頁。

る」[36]と批判し、個人的法益への危殆化に達する環境汚染の具体的程度は明らかでないと指摘するのである。要するに、反対説によれば、「環境を著しく汚染した」という漠然とした構成要件の文言は、個人的法益を害し得る行為態様を明確に提示していないのであると考えられる。

結局、伝統的な人間中心主義の法益理解は、刑法による規制の謙抑性を強調しており、自然環境の領域で生態破壊からの個人的法益の保障を求めている。しかし、上述①と②で言及したように、刑法338条の場合、人間の具体的な現実的利益の侵害を要求する構想は、構成要件の文言に合致しないところがある。ちなみに、刑事政策の視点からの批判であるが、③同理解は持続的環境悪化への対処という一国の現実的要求を満足せず、「時代遅れ」であると指摘する見解も存在する[37]。

３．人間中心主義の亜種―環境権保護説

Ａ．環境権説の内容

前述した伝統的な人間中心主義とは違い、環境権説は人間の生命、財産といった通常な個人的法益に着目する代わりに、むしろ環境領域において新たな権利を設置すべきであるように主張している。自然環境に関連する権利は、現実的な権利主体である個人にしか帰属することができないと認められているので、環境権保護説は個人的法益の保護を目指す人間中心主義の「亜種」ともいえるだろう。それでは、「環境権」はいかなる内容を持つのかが問題となる。以下では、①環境刑法以外の場合での環境権と、②環境刑法の場合での環境権をそれぞれ検討したい。

①まずは、環境刑法以外の場合（環境行政法、環境民法など）において、環境権に関連する一連の検討が蓄積されてきた。一般的には、環境権の中核的意味は「良き環境を享有する公民の権利であり、これが生命

[36] 张（明）・前掲注35）刑法学，1480頁。

[37] 齐文远＝吴霞「对环境刑法的象征性标签的质疑」『安徽大学学报（哲学社会科学版）』2019年第５期，119頁以下参照。

権、健康権などの人格権を実現、満足するための前提条件である」[38]あるいは「生命、健康、安全、人格、精神の快適などの個人的利益の保障に資する独立の環境利益である」[39]と認められている。しかも、環境刑法の領域での理解と同様に、ここでの環境権（利）も個人が享有するものであり、公共利益の属性を持っていないのであると考えられる[40]。つまり、新たな権利としての「環境権」は、様々な個人的利益を実現するために、快適な環境の下で生活する権利であるとはいえよう。

そして、この「快適な環境での生活」によって、具体的にどのような個人的利益が実現できるのかについて検討を行うべきである。学説上は、その内容及び分類は複雑で多様である。(1) もし自然環境に対する利用の各場面に対応すれば、「清潔な空気、清潔な水域、自然な通風、良い日照、環境の安寧、綺麗な風景」などの利益が環境権の権利客体であると考えられる[41]。また、(2) もし人間の需要の類型に対応すれば、環境権の内容を「物質的環境利益」と「精神的環境利益」に分類した見解もある。この構想によって、物質的環境利益とは環境の良い品質の維持で生物としての人間に健康な生存の需要を満足させる利益であるのに対して、精神的環境利益とは優美な環境の維持で審美の主体としての人間に精神的需要を満足させる利益であると認められる[42]。

しかし、これらの見解は単に環境権の内容を例示的に提示しているの

---

[38] 杨朝霞「论环境权的性质」『中国法学』2020年第２期，282頁。

[39] 范进学「作为“权利”的环境权及其反思」『中国法律评论』2022年第４期，162頁参照。

[40] すなわち、環境法学者は「環境法権」という概念の使用を提唱して、「環境法権」は個人の環境利益としての「環境権利」と、公共機関の環境管理に係る職権・権限としての「環境権力」の統一体であるように述べる。それゆえ、公共の環境利益は環境権（利）の内容ではなく、公的機関の権力の行使による環境の領域での公共財産の維持のみに関連するのである。要するに、「環境権」は環境権力を排除すべきであり、公共的な性質を有しない個人の権利である。郭延军「环境权在我国实在法中的展开方式」『清华法学』2021年第１期，166頁以下参照。

[41] 杨（朝）・前掲注38）283頁；周训芳『环境权论』，法律出版社2003年，186頁以下参照。

[42] 胡静『环境法的正当性与制度选择』，知识产权出版社2009年，188頁参照。

で、良き環境において実現できる個人的利益がどこまで及ぶかについて依然として不明確である。実際には、環境権を十分に定義する見解は現在まだ存在していない。それにもかかわらず、少なくとも、自然環境の場面での「人格的利益の実現」（健康、審美、快適さなどの満足）に対する効用が環境権の機能であるというべきである。

他方では、環境利用の態様の多様性・抽象性からして、環境権のあり方に対する正面からの検討（上記１と２）以外、環境権に属さない内容の排除をも行うべきであるように指摘されることがある。すなわち、(3)環境利益に関連する一定の権利（特に環境を客体とする財産権）を環境権の範疇から除外すべきであり、「自然資源開発権」及び「汚染物質排出権」がその代表例であるとされる。なぜなら、確かに、資源権や排出権は同様に環境要素の利用に関係しているものの、社会発展のために自然環境の質を悪くさせる行為（資源の搾取や環境基盤の汚染）に係る権利なので、「良き環境の享受」という環境権の中核的意義に反するものだからである[43]。

要するに、上述した各環境権説を総合する理解に基づくと、(4)「環境権」とは人格実現の需要に基づいて、自然環境の良い品質の維持という意味での環境利益を利用し、環境品質の悪化に伴う権利を排除する「非財産的権利」であると評価され得る。ゆえに、環境権の行使は環境への所有権や生態的財産価値の取得をその目的とせず、あくまでも快適な環境において心身の健康、余暇の享受、審美の需要などを満足するためである[44]。概括していえば、環境行政法や環境民法の場合において、個人の人格的側面（良い環境での身体的側面の満足及び精神的側面の享受）に資する非財産的環境利益が、環境権の主要な権利内容として考えられている。

②それでは、環境刑法の保護客体としての環境権は、どのような内容を有するか。この点について、例えば、(1)「環境犯罪は環境権を侵害

[43] 徐祥民「对“公民环境权”的几点疑问」『中国法学』2004年第２期，114頁；杨（朝）・前掲注38）290頁以下参照。
[44] 杨（朝）・前掲注38）294頁参照。

するものである。ここでの環境権とは、法律関係の主体が、その生存のための環境において良い環境を享受する権利をいう。その具体的な内容は、健康な、安全な、かつ快適な環境で生活できることに関連する社会の全体の構成員の権利である」[45]と述べる見解、(2)「環境破壊行為は人間と自然の間のバランス状態の阻害を通じて、他人または全体の人間の生存権と生活品質を損害するのである……それゆえ、環境犯罪の保護客体は、生存と生活の安全、裕福を要求する人類生来の権利である」[46]と述べる見解、または (3)「機能の側面から見て、環境権は生態的機能と財産的機能を持っている。内容の側面から見て、環境権は精神的権利と物質的権利の統一体である。環境権は環境享受権及びこれに係る生命権、健康権、財産権である」[47]と述べる見解、これらは、環境権の可能な意味内容を提示する。要するに、環境刑法の場合においても、環境権は豊かな自然環境の維持の上で、何らかの個人的利益の実現に資するものであるとされる。

しかし、前述した環境法や環境民法における環境権概念と比べれば、環境刑法の場合に提示される環境権は、身体的、精神的な人格的需要のためだけではなく、生態資源の開発・利用に係る環境財産権をも含んでいる。ゆえに、刑法上の環境権説に基づくと、保護法益としての「環境権」は、個人の身体的利益、精神的利益、財産的利益の満足に供する豊かな自然環境を享受する権利であると認められ得る。この場合に、「身体的利益」は人間の生命権、健康権であり、「財産的利益」は各種の自然資源に対する支配、使用、収益の権利であり、「精神的利益」は非経済的価値としての環境要素の良い品質に対する利用の権利（環境享受権とも呼ばれる）である。さらに、環境権説により、そのうち、精神的・文化的・審美的利益である環境享受権がまさに環境権の第一義的内容と評価されるので、環境犯罪の成立のために、環境享受権の侵害がなけれ

---

[45] 高铭暄＝王作富編『中国惩治经济犯罪全书』，中国政法大学出版社1995年，655頁。

[46] 林晓东「环境保护的刑事立法」『法学论坛』1996年第４期，４頁以下。

[47] 李希慧＝李冠煜「环境犯罪客体研究－“环境权”说的坚持与修正」『甘肃政法学院学报』2012年第１期，59頁。

ばならないと指摘される[48]。

結局、人間中心主義の亜種としての環境権説の法益理解は、環境の領域での人間の身体的、精神的、財産的利益などの刑法的要保護性に着目するものである。もし「豊かで快適な自然環境で生活する」権利を個人の「環境権」として環境犯罪の保護法益と認めれば、これらの幅広い個人的利益を包括的に保護することは可能となる。この点がまさに環境権説のメリットであろう。

Ｂ．環境権説に対する批判

しかし、現在では、環境権を環境犯罪の保護法益と認定する見解はほぼ支持されていない。反対説の主張によれば、環境権説に対する批判の出発点は、主に「環境権の意味内容の抽象性・不明確性」と、「具体的な場合での環境権侵害の困難性・不能性」という２つの問題点にあるように考えられている。

第１には、「環境権の内容の抽象性・不明確性」という点である。前述した通り、確かに、良き環境の順調な利用に関する環境権は、環境の領域での各個人的利益の満足に資するものである。しかしながら、環境権保護を通じて維持できる利益の範囲はどこにまで拡張し得るかについては、不可解である[49]。特に人間の生命、身体、財産以外の「精神的利益」の場合、綺麗な風景や珍しい動植物の観賞などに関する環境享受権の内容や範囲は明白ではない。この不明確な環境権概念を環境犯罪に導入する結果、刑法の限定されていない保護客体は法益概念の明確性の要求に反する[50]。すなわち、例えば環境権の重要部分である審美的利益はいかなる環境基盤または野生動植物によって満足されるのか、具体的にどの程度の環境審美の要求は法的保護に値するのかについて回答し難い。

---

[48] 李＝李・前掲注47）59頁以下参照。

[49] 周峨春＝苏韫菡「环境利益视阈下环境犯罪构成之重构」『河南财经政法大学学报』2019年第２期，118頁参照。

[50] 石亚淙「环境污染罪中的“违反国家规定”的分类解读」『政治与法律』2017年第10期，57頁；田国宝「我国污染环境罪立法检讨」『法学评论』2019年第１期，166頁参照。

第２には、「具体的な場合での環境権侵害の困難性・不能性」という点である。この場合でも、精神的利益に係る環境享受権の侵害可能性が特に問題となる。すなわち、パンダ一匹を狩猟し殺害した場合、パンダを観賞する機会もそれによって減少してきたので、人間の環境権としての観賞権が侵害されたというべきである。また、林木数本を盗伐、濫伐した場合、植物に対する観賞の権利も侵害されたのである。しかし、このような理解は環境犯罪の法益侵害を説明できない。なぜなら、現実の生活において通常見ることのない野生動物の捕獲・殺害、または人目に触れない原始林での林木の盗伐・濫伐は、人間の環境権を侵害できるとは言い難いからである[51]。それゆえ、刑法338条の環境基盤汚染の場合でも、自然景観の美学的価値などは汚染によって低減したが、訪れる人はほとんどない地域での環境汚染は、個人的法益としての環境権に危害を与え得るかに疑問がある。

上述した批判のほか、第３に、私見としても、豊かな環境の維持による各個人的利益の実現を基礎にする「環境権」は適切な保護法益ではないように思われる。まず、身体的利益の実現に資する環境権は、実質的には人身法益であるので、環境権保護の代わりに、人身法益を直接保護すれば十分であろう。次に、財産的利益については、鉱物、土地、絶滅の危険がある野生動植物などの公共資源は明らかに個人的財産に属しないので、生態資源の支配に係る環境権は否定されるべきである。最後、精神的利益については、なるほど良き自然環境での美的享受や快適な生活の体験が人間の気持ちを満足することができるが、このような審美的利益の価値や重要性は各人の主観的意見に基づいてしか評価され得ないので、直ちに環境享受権の保護を承認するのは性急な結論であろう。

したがって、環境権説の理解は適切でないというべきである。確かに、身体的利益、精神的利益、財産的利益の満足のために、良き環境に対する享受・利用を保障するということは、ある意味で人間の自由な発展の実現に資するものである。それにもかかわらず、豊かな環境の享受を新たな権利として直接保護する構想は、やはり賛成できない。

---

[51] 张明楷「污染环境罪的争议问题」『法学评论』2018年第２期，３頁参照。

４．純粋な生態主義

Ａ．生態主義志向の理解

生態主義の理解によれば、人間を生態環境の利用者の代わりに、生態環境の構成要素の一種と評価すべきであるとされる。このような生態中心的理解は、人間の利益から離れた自然環境に内在する独立の価値の存在を強調して、生態的利益を「生態システムにおける各種の個体利益と総体利益の集合」と評価して、これが人間の利益に関連する必然性はないのであると認めている[52]。

同立場の見解によって、中国環境刑法において生態主義に賛成すべき理由として、2011年の「刑法改正案（八）」による刑法338条の改正（「重大環境汚染事故罪」から「環境汚染罪」に変更した）の結果は、人間中心主義の価値観から「環境本位」の価値観に転向したように見える。例えば、刑法338条のこの改正について、「当該環境本位の立法の理念の下で、立法者はもはや人間を世間万物の支配者とせず……ゆえに、法律を制定する際に、過去の狭い人間中心主義の構想を捨てて、人間を単なる環境の利用者の代わりに、むしろ環境の構成部分としている」[53]とする見解が、生態利益保護のための環境汚染規制を肯定するのである。

このような生態中心主義は、主に環境倫理学の理念に基づくものである。すなわち、生態中心主義の見解は「環境倫理と環境刑法との間の関係はインタラクティブなのである。環境刑法は環境倫理の指導的な手引きに従うべきである同時に、環境刑法が環境倫理を促進していることもある」[54]として、環境倫理学の道徳的原則や道徳的要求を環境犯罪の保護客体の確定基準と評価するのである。

そうだとすると、環境刑法による規制の目的・機能を検討する際に、環境倫理の指導的作用をより重要視することになる。例えば、生態主義のある見解は「自然が人類の利益のための手段である同時に、内在する

---

[52] 帅清华「环境伦理的嬗变与环境刑法的法益」『西南政法大学学报』2015年第２期，93頁参照。

[53] 王（勇）・前掲注19）61頁；王（振）・前掲注５）80頁。

[54] 侯艳芳「环境刑法的伦理基础及其对环境刑法新发展的影响」『现代法学』2011年第４期，115頁。

独立の価値をも持っている。人類は自然の価値及びその存在の意義を改めて認識すべきである。事物の価値と効用を判断する根拠は、人間の需要の代わりに、総体的な自然的生態環境の需要にある。自然を尊重する当該理念は、まさに新たな環境倫理の観念である。このような理念に基づいて、人間は自然保護の道徳責任を負うことになる」[55]と主張して、自然環境に対する侵害が同時に倫理違反行為にも属すると考える。

その上で、同見解は環境保護の刑法規範と生態倫理との融合をも強調し、すなわち、「環境犯罪を処罰する目的は、人間たちに環境保護に関連する倫理感覚を覚醒させて維持させることにある……環境汚染罪は生態倫理により確定された規範に違反し、生態学意義上の環境自体その他の環境利益を侵害する罪である」[56]と述べる。つまり、この見解は、環境倫理学に由来する道徳的要求の不遵守を環境犯罪の行為規範違反の前提と評価するばかりではなく、環境保護に係る道徳規範の形成機能を環境刑法において定着させようとするものである。

このように、純粋な生態主義の理解は、「人間社会に関連する利益の保護」という法律の中核的任務を離脱して、むしろ地球生態システムの現状の維持に対する人類の責任という視点から自然環境の保護を図るものである。同構想は、すでに言及したドイツ刑法上の生態主義と同様に、人間の道徳的義務に基づいて、生態環境の構成要素に法的主体の地位を付与して、環境刑法においても環境と人間との法的平等の維持を要求している。

B．純粋な生態主義に対する批判

生態主義に反対する見解は、まず、第１に、純粋な生態主義の法益理解は明らかに現行法の規定及びその目的に合致しないとされる。すなわち、生態環境に係る法的規範が行政法規範、民法規範、刑法規範を含んでいるので、法秩序の統一性を維持するため、環境刑法の条文及びその解釈は環境法の立法目的にも適応すべきであると認められる[57]。現行の

---

[55] 马卫军「论环境污染罪的保护法益」『时代法学』2017年第４期，35頁。

[56] 马（卫）・前掲注55）36頁。

[57] 王岚「论非法处置危险废物类污染环境罪中的处置行为」『法商研究』2017年第

環境保護法２条は、「本法でいう環境とは、人類の生存と発展に影響を与える天然の、または人工の改造を受けた各種の自然要素の総体を指す」と規定している。この概念規定に基づいて、環境保護は人間社会の持続可能な発展のために行われる。

そして、第２に、純粋な生態主義の法益理解は、倫理・道徳をその主要な基準とする点についても批判されている。自然保護の道徳的責任を強調する生態主義は、環境侵害行為を人間社会の倫理に対する違反として、「環境犯罪は基本的生活秩序における基本的価値を害して、人間の倫理道徳に許容されないものである」[58]ように考える。そうすると、倫理違反による環境侵害が環境犯罪の規制対象となる。しかも、前述したように、環境の道徳規範の形成機能を環境刑法に導入することも要求されている。しかし、反対説は、生態環境の機能を考慮せず、単に社会上の道徳意識の違反を重要視することは、刑法による処罰の発動にとって十分な理由ではないと指摘する[59]。また、倫理・道徳の内容の介入は法益侵害と単なる規範違反との区別を無視して、刑法の処罰範囲を大幅に拡張してしまうので、刑法的手段の濫用に属するとの批判もある[60]。

したがって、もし環境犯罪において環境倫理の指導的役割を肯定するのであれば、生態環境の刑法的保護が道徳的要求から影響を受けることになる。そうすると、環境刑法は環境保護よりも、むしろその背後に存在する道徳の維持に重点を置いたというような印象が浮かび上がってくるので、法益保護の機能を弱体化させてしまうだろう。

５．現在の有力説としての折衷的生態・人間中心主義

Ａ．折衷説の法益理解

ドイツの環境刑法の通説である折衷的生態・人間中心主義は、中国においても現在の有力説として提唱されている。同説の中核的主張は、人間の生存に関連する生態環境のみが環境犯罪の保護法益と認められると

３期，127頁参照。

[58] 侯・前掲注54）伦理基础，119頁。

[59] 孙国祥「集体法益的刑法保护及其边界」『法学研究』2018年第６期，51頁参照。

[60] 付・前掲注４）57頁参照。

ころにある。すなわち、刑法338条の基本的構成要件は「環境を著しく汚染した」のみを要求しているので、折衷説によれば、本条の保護法益は「公共財としての地球生態系」であり、これが人間の基本的生活基盤として機能していると認められている[61]。そうすれば、具体的個人の人身法益や財産法益の侵害または危殆化に直接関係しない。

例えば、①人間社会の維持の視点から、環境財の保護を承認するものとしては、「法的保護の下にある生態法益は、人間の存続が頼る生態学の意義上の共同利益と理解されるべきである。空気、水域、土壌、動植物などの要素からなる生態環境によって表現されている生態利益は、人間の生存と発展の根本的・基礎的利益である……従来の国家的法益、個人的法益、社会的法益とは異なり、生態法益が生態システムの価値を基礎に、総体的人間の共通の利益に着目するものである」[62]という主張がある。また、「環境汚染罪の保護法益は正常な生態環境である。いわゆる『正常な生態環境』とは、人間の生存及び発展の外部的空間と、外部的空間においての、人間の生存及び発展に直接または間接に影響を与える各自然的要素が重大な汚染を被っていない状態である」[63]との主張もそれである。そのほか、自然環境の質を環境利益の中核的要素とした上で、「人類の正常な生活・存続の需要に合致するほどの環境の質」[64]を環境法益として把握する見解も同様である。

他方では、②いわゆる「環境安全法益」の創設を提唱する主張がある。具体的にいえば、この見解は「ここでの環境安全とは、生態システムの完全性と安定性を確保し、人類の生存と持続的な発展を保障するために、刑法で環境侵害の行為を禁止するということを指す……生態安全の『安全』は生態のバランスの安全であり、環境それ自体をその客体とするが、その最終的な受益者は人類である」[65]と主張する。

---

[61] 周光权『刑法各论（第四版）』，中国人民大学出版社2021年，490頁；张（明）・前掲注35）刑法学，1481頁参照。

[62] 黄锡生＝张磊「生态法益与我国传统刑法的现代化」『河北法学』2009年第11期，56頁。

[63] 田・前掲注50）166頁。

[64] 安・前掲注30）96頁。

[65] 钱・前掲注31）139頁以下。

要するに、ここでいう「環境安全法益」の保護は、総体的な生態系システムの崩壊を避けるためであるように見える。私見によれば、環境安全法益は、やはり通常の意味における生態系法益と違いがないように思われる。というのは、環境安全法益の「安全」とは生態のバランスの安全であり、生態圏循環の安定性を指すものにすぎないからである。それゆえ、「生態環境安全」の保護は、依然として社会の構成員の日常生活に供する環境基盤の保障を中核的目的とするものであろう。

B．折衷説に反対する見解

折衷的生態・人間中心主義に反対する見解は、地球生態系の刑法的保護を否定するものである。主に、以下の２点の批判が存在するのである。

まず、①反対説は、自然的環境利益の直接的保護は「刑法の謙抑性に違反する法益保護の早期化」の結果であり、実質的には環境犯罪の保護法益の具体的な内容を等閑視した構想であるとする。なぜなら、この場合において、保護客体がかなり抽象化されており、刑法が重要視するのは、むしろ環境汚染行為に起因する「不確定な範囲の法益侵害」の存否のみとなるからである[66]。

つまり、生態環境は、高度な「広範性、拡散性、蔓延性」がその特徴であり、その損害の存否及び程度はかなり不明確である。そうだとすると、特定の行為態様があれば、抽象的な安全侵害の推定にとっては十分である。結局、このような法益保護の前倒しと早期化は、法益侵害結果の存否を規範的推定で確定することになるので、行為と結果との因果連関を軽視して、法益保護原則に違反するおそれがあると批判される[67]。

さらに、②反対説は、生態系保護の手段としての刑法の「実効性」、すなわち、生態系の刑法的保護という構想の現実上の適用可能性に対しても疑問を提起するのである。

具体的にいえば、確かに、工業社会における環境基盤の悪化や生態的

[66] 刘艳红「环境犯罪刑事治理早期化之反对」『政治与法律』2015年第７期，６頁参照。

[67] 刘艳红「象征性立法对刑法功能的损害」『社会科学文摘』2017年第７期，76頁参照。

資源の過度な開発などの問題に対処しなければ、未来世代の自然環境の領域でのメガリスクは､それによってだんだん予期できなくなっている。しかし、第１に、環境汚染行為に対処する際に、合理的かつ公正な刑法規定を設置することは困難である[68]。なぜなら、生態環境は自己意識のない客観的存在であり、第三者による分析を行うと、生態環境損害の発生は安易に肯定され得るからである。第２に、環境汚染が実行された場合、汚染結果は他人に発覚していない場合が多いし、その環境の損害も通常、短時間では除去できないから、現実の社会生活においては、環境犯罪の立法があったとしても、重大な環境汚染の発生は依然として減少しないように見える[69]。

このように、反対説は、伝統的な人間中心主義の維持を主張しようとするものであり、すなわち、人間的利益のみを環境刑法の保護対象と認めているのである。上述の批判の通り、反対説の主たる理由としては、①環境財保護に伴う刑法の規制の早期化と処罰範囲の拡張は、刑法の謙抑性及び法益保護原則に反する疑念があるという点である。そして、②予防的視点から、生態破壊行為を事前に抑制する実効性への疑問も提起されている。

６．まとめ

以上のことから見てきたように、中国環境刑法の場合において、現在では主に①行政中心主義、②伝統的な人間中心主義、③環境権主義、④生態中心主義、⑤折衷的生態・人間中心主義という５つの法益理解が存在しているのである。

そのうち、①の行政主義が国家の行政管理機能をそのまま刑法の保護財としており、④の生態主義が人間的社会生活の側面の考慮を排除しながら生態系の自然的循環の維持を追求しているので、いずれも保護法益の一般的意味内容に合致しないというべきである。というのも、法体系

[68] 刘艳红「象征性立法对刑法功能的损害－二十年来中国刑事立法总评」『政治与法律』2017年第３期，44頁参照。

[69] 刘・前掲注67）社会科学文摘，75頁参照。

の「人間主義」の価値的基礎に基づいて、保護法益は個人及びその共同体の豊かな生活の基礎を意味するので、人間の自由な自己発展に資する基本的条件でなければならないからである。行政主義と純粋な生態主義の法益理解は、行政秩序または環境要素の保護と、人間の具体的な生活利益の実現との関係を明確化しないので、支持されるべきではない。

次に、③の環境権主義は、自然環境の享受・利用に係る個人的権利を保護客体として把握して、法益保護原則に反しないが、環境権概念それ自体には疑問がある。一方、環境権の中核的な内容としての、良き環境に対する享受や審美で得た「精神的利益」は、各個人の主観的価値傾向に基づくものにすぎないので、刑法上の保護客体となり得るかには疑問を払拭できない。他方､「身体的利益」は通常の個人的法益に還元でき、財産的利益は公共的生態資源として、個人の権利対象といえないので、環境権の身体的側面、財産的側面も説得的ではない。それゆえ、環境権説も否定されるべきである。

さらに、②の伝統的な人間中心主義は、人身、財産などの保護を図る見解である。しかし､「環境を著しく汚染した」は個人財侵害の基準を提供していないので、規範適用の明確性が問題となる。そして、生態系の持続的悪化という現代社会の現状からすれば、環境維持の重要性を度外視したのは、人間社会の要請に十分対応できないだろう。

最後、⑤の折衷説は現在の有力説である。この法益理解は現世代と後世代の人間を顧慮して、人間社会の創設・維持の外部的基礎という意味での環境要素を、環境犯罪の保護法益と評価するものである。社会的共同体の生存・発展利益を考慮して、環境悪化の危機を手遅れの前に回避すべきである。同理解は、人間の生活基礎という保護法益の本来的内容に適応できるように見える。もちろん、人間中心主義による批判も存在して､「法益概念の抽象化」と「刑法による対処の実効性の欠如」がその主要な根拠である。

現在の経験科学的予測に基づき、人間社会の弱体化に繋がる地球環境の悪化に対する未然防止の必要性は否定できないことから見て、ドイツでの通説である折衷説は、緊迫な社会問題に着目しており、その理論的根拠もかなり説得的であり、中国の場合でもなお維持に値するのであろう。ただし、一元的法益論と二元的法益論をめぐるドイツ刑法上の論争

と同様に、集合的法益の保護に関する中国刑法上の分岐点も、環境法益の刑法的保護の可能性に繋がっている。それゆえ、以下では、折衷説からの反論と、環境法益の要保護性の認定について具体的な検討を行うことにする。

第三項　折衷説の法益理解の肯定

1．折衷説からの反論

A．「法益概念の抽象化」の批判と反論―集合的法益の存在的側面の論争

前述の通り、折衷説には「法益概念の抽象化」の批判が向けられている。すなわち、人間社会の維持との関連性が認められる環境基盤を保護財と認定するのであれば、環境犯罪の保護法益は普遍的な社会的利益の一種として抽象化されており、その意味内容が「広範性、拡散性、蔓延性」の特徴を持つことになる[70]。環境法益の内容の抽象化・普遍化の結果としては、「法益侵害の存否・程度の不確定」も問題となるので、環境財保護の構想と、刑法の法益保護との関連性について消極的評価がなされる[71]。つまり、「抽象的」な環境法益に対する現実的侵害が判断困難なのであり、それによって、環境汚染への法的規制には疑問が生ずることになる。

このような批判は、実質的には集合的法益の保護に対する疑問を提起する一場面にすぎない。なぜなら、生態環境法益の視点から離れても、集合的法益の抽象性に関連する批判は数多く存在するからである。例えば、①「集合的法益の抽象性は法益の内容を希薄化しており、その結果として、法益は本来の意義と機能を失い、立法に対して合理的な法的限界を提供できなくなる……法益概念自体の内容、機能指針、適用範囲の側面はかなりの不明確性と任意性があり、法益を把握しがたい傾向が現れている」[72]という見解がそれである。この見解は、無限定な集合財保

---

[70] 刘・前掲注67）社会科学文摘，76頁；同・前掲注66）环境犯罪，6頁参照。

[71] 刘・前掲注67）社会科学文摘，76頁参照。

[72] 王强军「刑法干预前置化的理性反思」『中国法学』2021年第3期，235頁；また、刘艳红「积极预防性刑法观的中国实践发展」『比较法研究』2021年第1期，71頁

護の構想が、法益保護原則による刑法の規制範囲の制限を無意味にしてしまったと指摘する。

また、②この抽象性の特徴のゆえに、「集合的法益は具体的な実存となり得ない。そのために、その実害と具体的危険に対する経験的判断を行うことができないだけでなく、法益の実害や具体的危険との行為との因果関係をも説明できない。それによって、抽象的な意義で、特定行為による集合的法益への危険な効果を推定、擬制することのみが可能である」[73]として、侵害効果の非現実性を指摘する見解も、それによってなされている。

このように、ここでいう①「法益概念の抽象化」及びそれに由来する②「法益侵害の不確定性」の批判は、集合的法益保護の消極説の主要な根拠である。しかしながら、単なる法益概念の抽象化は、果たして環境法益保護を否定するための適切な理由であるかは問題となる。生態の保護を維持するため、否定説に相応の反論を提出せざるを得ない。

①まず、「法益概念の抽象化」に対する反論としては、確かに「社会的大衆の心理的安定」のような把握できない対象は、その極端な抽象性のゆえに保護法益となり得ないが、事例ごとに具体的分析がないまま、あらゆる集合的法益を「中身のない抽象的客体」と直接認定するのは適切でないとの指摘がある[74]。すでに述べたように、ドイツ刑法上の二元的法益論から見て、集合的法益も「存在的側面」を有すべきであり、すなわち因果的変動可能な現実的対象でなければならないのである[75]。中国刑法上の集合財保護説もそれに倣って、もし社会的利益に係る「経験上把握可能な実体」が存在するのであれば、法益の事実的侵害の存否を経験的に判断することができ、この場合には刑法の法益保護原則を確実

も参照。

[73] 李川「二元集合法益与累积犯形态研究－法定犯与自然犯混同情形下对环境污染罪“严重污染环境”的解释」『政治与法律』2017年第10期，48頁。

[74] 张明楷「集体法益的刑法保护」『法学评论』2023年第１期，51頁参照；同・前掲注483）法益初论，303頁参照。

[75] Vgl.*Roland Hefendehl*,Das Rechtsgut als materialer Angelpunkt einer Strafnorm,in:*ders*.u.a.（Hrsg.）,Die Rechtsgutstheorie,2003,S.121.

に維持できるとして反論を提起する[76]。

つまり、人間社会の外部的条件に属する集合財のほとんどは、伝統的な個人の中核的利益と比較すれば、確かに直接認知され、感覚され得ず、その抽象性が否定できない。それにもかかわらず、もし集合財の事実的損害への考察ができれば、すなわち、集合財の存続を示す「客観的に存在する外部表示の実体」を通じて、因果的損害に対する経験的観察と規範的推定を行うことができるのであれば、その存在的側面はそれによって確認され得ると認められる[77]。それゆえ、「抽象性のある法益」は「中身のない抽象的客体」に属する必然性はなく[78]、内容の抽象性を理由に集合財の保護を刑法の目的から排除しようとする主張は、集合財の客観的現実性を無視しているというべきである。

集合財否定説に対するこの反論は、環境法益の場合にも適切である。すなわち、環境法益の内容の抽象化・普遍化という批判に対しては、地球生態系には一定の抽象性、広範性があるものの、環境財の保護は法益概念の希薄化を意味するものではないとの反論がなされている。例えば、「環境法益の限界の拡張は、社会の発展の必然的傾向なのである……法益の希薄化という論証の構想は、人間中心主義の法益理解の範疇においてのみ可能となる」[79]と指摘するように、環境財否定説はあくまでも保護法益を個人の中核的利益にまで限定したものであり、すなわち、個人的法益に属しない保護財を直ちに「内容の希薄な客体」と評価する観点にすぎないのである。

また、私見としても、生態系保護において、法益の内容の不明確性や任意性といった批判は的を射ていないように思われる。社会的制度に対する大衆の「信用」に関連する法益とは違い、環境法益はそもそも現存の各生態環境要素からなるものであり、主観的な視点で恣意的に認定さ

---

[76] 张（明）・前掲注74）集体法益，51頁参照。

[77] 李冠煜「论集合法益的限制认定」『当代法学』2022年第２期，72頁参照。

[78] 名誉などの個人的法益も抽象的な客体であるが、個人の名誉を「中身のない抽象的客体」として保護法益の範疇から除外した主張は存在しないので、集合的法益に対する判断もこれと同様だと認めるべきである。

[79] 齐＝吴・前掲注37）118頁。

れるものではないからである。環境法益の存在的側面については、自然の環境媒体や生態資源は物理的存在であり、かつ、知覚上直接的に把握できるような現実的客体に属するのでる。それゆえ、「法益概念の抽象化」の批判が指摘する集合的法益の内容の「希薄性」ひいては「精神化」の性質[80]は、少なくとも環境法益の「有体性」の特徴と相容れないというべきであろう。

②また、上記①で検討したように、法益内容の一定程度の抽象性があったとしても、法益の現実的な存在的基盤を否定するわけでないということは確かである。他方では、集合財の抽象性の特徴に起因する「法益侵害判断の困難性」はなお問題となっている。

この点について、反論によれば、侵害確定の困難性は、実質的には「侵害犯」での法益侵害結果に拘泥しているからであるとされる。構成要件的要素としての「行為客体」を、保護法益としての「保護客体」と同一視することができないので、結果犯の成立が肯定されても、侵害犯か危険犯かについてさらなる検討をすべきである。すなわち、集合的法益の保護に関する罪の場合、危険犯で対処する可能性があり、法益侵害結果を確定する必然性はなく、法益侵害判断の困難性は集合的法益を否定する理由ではない[81]。

私見としても、この反論は支持されるべきであるように思われる。まず、(1)「法益侵害判断の困難性」という点が、集合的法益の場合にはむしろ当然である。人間社会の外部的条件である集合財は、各社会領域において一つの総体として機能しているので、個別の行為による損害は通常、集合財の機能の重大な弱体化という意味での「法益侵害」に達せないわけである。ただ、集合財は人間社会の存続・維持にとって重要であり、法的保護に値するという点は変わらない。

また、(2)「特定の行為態様の発生だけでも、抽象的安全侵害の推定にとって十分である」[82]という否定説の論理が、「信用」に関する法益に

[80] 刘・前掲注66）环境犯罪，６頁；王（强）・前掲注72）235頁参照。
[81] 张（明）・前掲注74）集体法益，51頁以下参照。
[82] 刘・前掲注67）社会科学文摘，76頁参照。

対する批判となり得るか否かはさておき、少なくとも環境汚染罪の場合においては不適切である。なぜなら、環境汚染罪の文言には明確に「環境を著しく汚染した」の要件が要求されており、「抽象的不安感」をもたらす行為ではなく、環境基盤に事実的変化を与えた行為態様のみが規制され得るからである。すなわち、環境汚染は現実の生活において環境基盤を悪化させる行為であり、その損害が経験科学的知識で証明でき、単に規範的推定によって確定され得ない。

したがって、集合的法益も事実上侵害可能な対象であり、「法益概念の抽象化」の批判が、集合的法益の刑法的保護を否定する根拠とはいえない。この抽象化はあくまでも個人的法益との比較の意義上の特徴であり、保護法益の存在的側面の不要を意味するわけではない。また、「法益侵害判断の困難性」の批判について、集合的法益への「危殆化」を無視した点には疑問がある。

B.「実効性の欠如」という批判と反論―刑法による環境財保護は象徴的刑法なのか

そのほか、環境汚染や生態破壊については、「刑法による対処の実効性の欠如」という批判も存在している。同批判は、事前の環境汚染行為の隠蔽性及び事後の汚染結果の除去困難性という特徴に基づくと、環境犯罪の立法は、現代社会での重大な環境汚染の発生を有効にコントロールすることができないと指摘する[83]。

このような環境刑法の実効性に対する批判は、実際には環境財侵害の刑事立法をいわゆる「象徴的刑法」あるいは「シンボリック刑法」[84]

---

[83] 刘・前掲注68）立法总评，44頁参照。

[84] ここでの「象徴的刑法」という概念は、20世紀60年代頃の象徴的立法に係るアメリカ学者の議論を基礎にしているが、主にドイツ刑法に由来するものである。例えば、Hassemer によれば、象徴的刑法とは、国家が民衆の不安感を宥和するような、または公共の問題に対する価値的立場を表現するような規範の「潜在的機能」（latente Funktionen）が、明らかに法益保護という規範の「顕在的機能」（manifeste Funktionen）を上回る場合での刑事立法を指すのである。Vgl.*Winfried Hassemer*,Symbolisches Strafrecht und Rechtsgüterschutz,in:*ders.*,

（symbolisches Strafrecht）の典型例と評価している理解に基づいている。具体的にいえば、「象徴的刑法」とは、通常には一国の立法者が社会の構成員からのリスク回避・抑制の要求や願望に対応して、一般的民衆の日常生活中の抽象的安心感を満足させるために頻繁に制定される「実用性や実効性の欠如する法的規範」であり、すなわち、「特定の行為を処罰しても行為発生の抑制という目的を実現できないような規範」を指す[85]。

この定義に基づき、批判説の見解は、環境犯罪も象徴的刑法の特徴に合致すると指摘して、「新たな刑法規範は、大衆の感情的需要の満足及び苦痛の宥和の代わりに、実効性を基礎にしてはじめて正当性を獲得できるのである。環境犯罪は象徴的立法として、関連のリスクの発生を削減、抑制できないので、この刑事立法はリスク犯罪に対抗する有効な手段とはいえない……象徴的立法は精神的利益のみをもたらし、すなわち、国民たちの安心感を急速に生み出すのである」[86]と主張する。

結局、環境財保護の反対説は、環境犯罪の立法が生態財保護の目的に達成する有効な手段ではなく、多発性のある生態環境汚染に対する予防的効果がない「形式的な象徴的刑法」として、社会の構成員の心理的安定性の確保または現実の行動要求の満足に供する手段にすぎないとする。

しかしながら、①折衷説の法益理解の支持者及び②私見によれば、環境犯罪の立法は、ここでいう不合理な象徴的刑法に属するものではないと認められている。

すなわち、まず、①折衷説は、特定の法規範の現実的適用などの「実効性」で象徴的立法の存否を判断する構想に疑問を提示している。例えば、(1) 生態環境の持続的な悪化という現状を承認しながら、「環境汚染防治の複雑性と長期性の特徴を直ちに環境刑法の実用性と実効性の欠

Strafen im Rechtsstaat,2000,S.179f. また、トーマス・リヒター（中空壽雅訳）「象徴的刑法とそれがもたらすもの―ドイツの議論状況」比較法学39巻３号（2005年）163頁以下も参照。

[85] 齐＝吴・前掲注37）112頁参照。

[86] 刘・前掲注68）立法总评，47頁以下。

如と理解してはならない」[87]とし、単なる一時的法適用の考察で環境問題の改善と解決への刑法的寄与を否定すべきではないと主張する見解は正しい。

また、(2) 法規範存続の必要性・正当性について、実効性の存否という一元的判断が否定されるべきである。すなわち、「実効の如何は立法の際に考慮された合法化と合理化の唯一の基準ではない。のみならず、犯罪の設置と改正に際して、立法者は事前に刑法の高い適用率と執行率の維持を保証することができない。むしろ、法規範の低い適用率が犯罪実行の減少を意味し、かえって当該立法の価値を説明したという結論もあり得る」との見解[88]や、「特定の構成要件が犯罪を抑制できないことを理由に、同構成要件の実際の効果を否定することができない……犯罪の抑制は犯罪学、刑事政策学ないし社会政策の場合で最初的に考慮されるべきである」[89]との見解がある。

このように、「法的規制の実効の不足」の批判から、直ちに法益保護に役立たない「象徴的刑法」と認定する構想は不適切であるとの反論がなされている。

そして、②私見によっても、環境犯罪の場合において、現代社会での現実的な環境リスクに対応するため、汚染の脅威から人間の生存・発展条件である生態環境の各要素を保護するという明確な立法目的の存在が刑法規範の合法性の認定にとって十分であると考えられる。確かに、汚染の因果関係に対する調査の困難さ、長年にわたる累積からなる汚染の顕在化、人間社会の生産活動に伴う汚染物質排出の必然性といった環境犯罪の特殊性から見て、生態損害の発生への短時間での有効な抑制は不可能である。したがって、法適用の短期的効果の点について、環境汚染問題に対する法的規制の限界性はむしろ当然である。ただ、長期的視点に基づくと、環境刑法の積極的一般予防による不法な環境侵害の減少は期待できるし、科学技術の進歩につれて、将来において汚染の事後的調

---

[87] 程红「象征性刑法及其规避」『法商研究』2017年第6期，25頁。

[88] 齐＝吴・前掲注37) 113頁参照。

[89] 贾健「象征性刑法“污名化”现象检讨－兼论象征性刑法的相对合理性」『法商研究』2019年第1期，70頁。

査を完備することができる。それゆえ、環境汚染問題の長期的対応の現実性・必要性は、立法の実効性の欠如を意味するわけではないように思われる。

したがって、避けるべき本当の意味での「象徴的刑法」とは、専ら国民の不安感の宥和に資して、社会の基本的発展条件の維持の代わりに、性急な立法の背後にある政治的、経済的利益のみを取得するためだけの法規範でなければならないのであるとされる[90]。それゆえ、一般民衆の日常の安全感を一定の程度に満足させる機能と、法益保護機能とは両立できる。人間社会の存続にとって必要な現実的利益の保障を十分に考慮した立法は、処罰範囲の拡張で民衆の感情的需要を満たす一方、依然として法益保護を中核的目的としており、許されない象徴的立法とされるべきでない。他方、法規範の適用の「実効性」は単に実務上の一時的な規制効果に関連し、同規範の法益保護機能を否定する根拠に属しないので、象徴的刑法の認定に係る判断基準ではない。結局、環境保護の刑事立法は、本当の意味での象徴的刑法ではない。

２．集合財としての環境法益の認定

現在では､中国刑法の場合でも一般的に承認されている集合的法益は、個人的法益と同様に「人格の自己実現の基本的条件の提供」をその中核的機能とし、両者は具体的作用の方式や領域といった点で違いがあるにすぎないとされている。ゆえに、集合的法益は人格の自由な発展のための「社会的条件」であり、経験的視点から見て、人間社会の生活にとって重大な価値のある社会的制度、または、人間の基本的生活を支える生態環境がその典型例であるとされる[91]。

また、集合的法益の構成要素については、ドイツ刑法上の二元的法益論に倣って、保護法益の「存在的側面」と「価値的側面」、かつ、個人

[90] 郭玮「象征性刑法概念辨析」『政治与法律』2018年第10期，102頁参照。

[91] 李志恒「集体法益的刑法保护原理及其实践展开」『法制与社会发展』2021年第６期，115頁以下；马春晓「现代刑法的法益观：法益二元论的提倡」『环球法律评论』2019年第６期，139頁参照。

的法益と区別するための特殊な「形式的特徴」がその必要条件であると認められている[92]。

集合的法益に属する生態環境法益は、その存在的基盤は因果法則上把握できる客観的な環境要素に直接由来するのであり、「存在的側面」の判断は特に問題とならない。そこで、環境法益のA．価値的側面とB．形式的特徴について、以下では集合財保護に係る学説上の理解にも鑑みて検討を行うことにする。

A．価値的側面について

集合的法益は、社会生活での人間の発展可能性に着目してはじめて、その価値的側面を見出され得る。具体的にいえば、現代社会の発展とともに、新たな社会的制度が設置されてきたばかりでなく、科学技術により予測が可能となる新たなリスクもだんだん増えている。社会の変容に伴って拡張されてきた社会構成員の人格発展の条件を有効に実現させるために、個人の中核的権利を保護するほか、「社会の多元的な発展への関与、社会的平等の保証、資源の配分的正義の保障、生存への支援に係る国家の任務の実現」[93]などの積極的な配慮も不可欠である。

確かに、これは第一義的に個人財と直接関係せず、主に社会生活において新たな制度的機能の作用及び現代的リスクへの制御に対応している。それにしても、国家的、社会的配慮によって作出された各領域の生活的基盤は、現代社会での人間の発展や自己実現に資する基本的外部条件として、法的保護に値するのであろう。

以下のように、生態系法益の価値的側面は、①現世代及び②後世代の生存・発展利益を中核的内容としており、これが③憲法的規範によって基礎づけられたのである。

個々の人の「各生活領域での自由な発展」に適合な「社会的条件」を

---

[92] 李（冠）・前掲注77）集合法益，71頁以下；张（明）・前掲注74）集体法益，45頁以下参照。

[93] これらの国家と社会が提供すべき基本的保障について、例えば马（春）・前掲注91）138頁参照。

創出することが、集合的法益の価値的側面である。それゆえ、①折衷説によれば、現代リスク社会での公共の福祉に基づくと、「基本的生活環境の獲得」及び「基本的自然資源の獲得」が環財の価値的側面であるとされる。前者は「清潔な空気、清潔な水源、安全な外部空間」などの人間たちの基本的な生活要求に関連しており、後者は「土地、森林、鉱物」などの人間たちの必要な持続発展に資する自然資源利益の獲得に合致している[94]。つまり、環境財の価値的側面は、主に人間の日常生活の前提（特に環境基盤の場合）及び生活品質の向上（特に自然資源の場合）の実現にある。

それに加えて、②折衷説は人類の長期的福祉のために、現時点を越えて、未来的側面をも重視しているのである。つまり、この理解によれば、地球生態システムには損害発生の累積性、遷延性があるゆえに、確かに環境保護は現時点での被害を受けていない日常生活中の個人にとっては重要でないが、総体的社会の存続のレベルでは、まさにそれと正反対であると指摘される[95]。

具体的には、生態系保護の終局的目的は人間社会の持続可能な発展にあり、この発展利益は社会的基盤の現在の安定性だけでなく、将来的、未来世代にまで及ぶ日常生活の順調さの確保をもその内容としている。これが持続可能な発展の「時間的次元」の要求ともいえ、「人類」という主体に包括された現世代と後世代の、「自然資源の利用、自身利益の満足、生存と発展の権利の取得」に関する価値的平等性を承認したと認められている[96]。ただ、期待できる未来世代の利益はいまだ存在せず、現実的保護の意味においては、人類の生存に関連する現時点での総体的生態環境への保護しか可能ではない[97]。

---

[94] 焦艳鹏＝戚道孟「论核心生态法益及其刑事保护」中国法学会环境资源法学研究会編『生态安全与环境风险防范法治建设―2011年全国环境资源法学研讨会论文集』，2011年，999頁参照。

[95] 孙・前掲注59）46頁；高铭暄＝徐宏「改革开放以来我国环境刑事立法的回顾与前瞻」『法学杂志』2009年第８期，27頁参照。

[96] 陈伟＝熊波「人类－生态刑法法益塑造的经济分析法学论纲」『学术论坛』2019年第４期，58頁参照。

[97] 周（光）・前掲注61）刑法各论，490頁；马永强「基因科技犯罪的法益侵害与

しかも、③環境法益の価値的側面には憲法的基礎が存在する。まずは、(1) 集合的法益の保護の点について、中国憲法51条においては、「本国の公民が自由と権利を行使する際に、国家的、社会的、集団的利益またはほかの公民の合法的自由と権利を侵害してはならない」と規定されている。学説の理解によれば、本条の規定は刑法上の法益保護原則が憲法で確認されたことをも意味するので、ここでいう「国家的、社会的、集団的利益」の保護の要請は、まさに集合的法益保護についての明確な憲法的基礎であるとされる[98]。

そして、(2) 生態系保護の点について、中国憲法26条1款では「生活環境と生態環境の保護と改善、並びに、汚染その他の公害の防治」という国家目標の規定があり、学説の理解では、これが国家の環境保護義務に関する包括的な規定に属すると同時に、国家の立法と法適用で保障すべき生態環境法益をも提示していると解される[99]。

例えば、中国の現行民法典9条[100]（いわゆる「緑化原則」）には「民事主体が民事活動を行う際に、資源の節度ある利用及び生態環境の保護に配慮すべきである」という文言が規定されており、一般的な理解では、民法典のこの条文は憲法26条の生態環境の保護要求に合致している。すなわち、これは「憲法上の環境保護規定の価値的考慮が国家の立法活動によって実現された」ことを意味するのであると認められる[101]。そうすると、刑法の場合においても、環境犯罪での自然的環境要素の保護がそれと同様に、憲法における環境保護の価値的基礎の実現と理解され得るのであろう。

归责进路」『法制与社会发展』2021年第4期，114頁参照。

[98] 孙・前掲注59）40頁；时延安「中国刑法的宪法根据及其约束力」『中国刑事法杂志』2023年第2期，15頁参照。

[99] 张翔「环境宪法的新发展及其规范阐释」『法学家』2018年第3期，95頁参照。

[100] また、この総論的規定に対応して、中国民法典第七編「侵権責任」第七章「環境汚染と生態破壊責任」において、環境汚染と生態破壊結果に対する責任の規定（1229条）、懲罰的賠償責任の規定（1232条）、生態修復責任の規定（1234条）、生態環境損害賠償の規定（1235条）がある。

[101] 张翔「环境保护作为“国家目标”」『政治与法律』2019年第10期，15頁参照。

つまり、環境法益の価値的側面は（未来世代を含む）人間たちの共同生活に供する現時点の各環境要素あるいは自然資源の維持にあると評価されており、しかも、この価値的側面は憲法上の環境保護に係る基本的規定によっても確認され得る。

B．形式的特徴について

ドイツ刑法上の二元的法益論に基づき、集合的法益の形式的特徴は保護財の「不可分配性」のところにある。この点は中国刑法の学説でも引き継がれており、集合的法益は単なる多数の個人的法益の累加ではなく、むしろ伝統的個人財の機能・作用と区別するような、普遍的な自由の実現条件としての「総体的範疇」と認定される[102]。それゆえ、集合的法益はあらゆる個人によって平等に衝突なく利用され得る保護財であり、その一部の利益を特定の社会構成員に分配することは法律上も事実上もあり得ないという[103]。

そうすると、集合財としての生態環境法益も同様に理解されるというべきであろう。すなわち、環境法益は「全体の社会構成員」の生活基盤に属するのであり、社会的法益であっても公共危険罪の保護客体のような、「不特定多数人」を法益主体とする公共的利益と異なる。なぜなら、ここでの「不特定多数人」は単に特定の行為の作用範囲に限定された一部の人であり、集合財の不可分配性に反するからである。

この形式的特徴を強調する見解として、例えば、①生態環境には「利用上の包容性」があって、社会生活中の各個人のいずれも環境財の作用範囲から排除され得ない同時に、当該環境財は総体的または部分的に個別の社会構成員に直接関係することができないとの指摘は支持される[104]。また、②生態環境利益には「空間的かつ時間的意味における全体人類の共同的利益」という特徴があり、この特徴は、環境財が人間の評

---

[102] 李（冠）・前掲注77）集合法益，73頁以下；马（春）・前掲注91）137頁以下；李（志）・前掲注91）116頁参照。

[103] 张（明）・前掲注74）集体法益，45頁；王永茜「论集体法益的刑法保护」『环球法律评论』2013年第４期，73頁参照。

[104] 王（永）・前掲注103）72頁以下参照。

価によって分割され得ず、環境侵害行為すべてが人類の総体的環境への侵害となり得ることを意味するとの理解も、総体として機能する環境法益の不可分配性を明示している[105]。

C．異説とその問題点

このように、生態環境法益の内容は社会的に重要な生存基盤と資源であり、あらゆる社会構成員が平等に、衝突なく利用できる外部的発展条件に属するのである。総体的生態システムへの侵害に際して、重要視されたのは外部的環境の維持、すなわち生態システムの長期的安定性であり、ここにおいて直接な被害者が環境財侵害行為によって現出する必然性はないというべきである。

それゆえ、一部の学説が主張する、「環境財保護と個人財保護との直接連関」という要求は不適切であろう。このような構想は集合財の不可分配性の形式的特徴に反して、自由な発展条件の具体的個人への帰属を重視している。そればかりでなく、集合財の価値的側面においても、その公共的機能の目的はむしろ個人財の現実的保障にあると認められている。確かに、同構想は刑法の保護の正当性の基礎（人間の存続や発展条件の維持）の要求に基づくと、集合的法益の「人間との必要な関係性」を確保するつもりであるが、疑問があると思われる。以下では、異説の具体的主張及びその問題点を検討したい。

①例えば、前述した生態環境の共同的利用者である「全体の社会構成員」を、「単なる人間的利益の保護の宣言に属する擬制的な法益主体」と評価した上で、集合的法益と個人的法益との完全な分離という二元的法益論の構想については、公的権力が「集合的利益」と名乗って公民の個人的利益を過度に抑制するおそれがあると批判する見解がある[106]。

この見解は、法治国家における人権保障を憲法的基礎にした上で、適格な法益を「生命法益、身体法益、自由法益、名誉法益、財産法益」及

---

[105] 周＝苏・前掲注49）119頁。

[106] 李琳「立法“绿色化”背景下生态法益独立性的批判性考察」『中国刑事法杂志』2020年第６期，50頁以下参照。

びそれらに関連する保護客体にまで限定しているので、適格な集合的法益の限界を確定する際に、ここで列挙された中核的個人財を具体的基準としている。すなわち、集合的法益は個人的法益保護の「媒介的手段」でもあり、環境犯罪の保護客体である「生態系法益」が、具体的個人財の維持の外部的基礎と認められるのである[107]。

しかし、私見によれば、(1) このような「生態法益」は集合的法益の性質を失ってしまうように思われる。というのも、これは個人の利益に資する公共財ではなく、公共の外形を被る私的利益にすぎないからである。たとえ集合的法益には個人的法益の維持に関連する必要があったとしても、具体的場面での各個人の代わりに、社会生活中の総体的個人に資する利益があれば十分である。もし各々の中核的利益に生態システムのそれぞれの場所における一部分を分配しようとするのであれば、むしろ直接に個人的法益を保護したほうが適切であり、集合財の概念はもはや維持できなくなると思われる。

しかも、(2) 現実生活において、各個人が同時に外部環境により存続し、生態資源を消耗しているのは確かである。ゆえに、集合財の共同的利用を意味する「全体の社会の構成員」は、各潜在的個人から離れた「擬制的な法益主体」ではないというべきであろう。

②また、集合的法益をいわゆる「バリア法益」[108]としつつ、個人的法益をその背後にある目的的法益と認定するような主張も存在するのである[109]。具体的にいえば、集合的法益に対する保護の直接目的は集合財の公共的機能それ自体とは無関係で、むしろ集合財侵害行為に起因する悪影響が同集合財を利用する「具体的人間の個人的法益」へ蔓延すること

---

[107] 李（琳）・前掲注106）52頁以下参照。

[108] ここでいうような、背後のＡ法益を効果的に保護するため、まずは前面に存在する「バリア法益」としてのＢ法益を直接保護するという立法現象への指摘は、実際には日本刑法上の理論に由来するのである。この構造について、和田俊憲「賄賂罪の見方」髙山佳奈子＝島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』（成文堂、2014年）367頁以下参照。

[109] 蓝学友「规制抽象危险犯的新路径：双层法益与比例原则的融合」『法学研究』2019年第６期，138頁参照。

を阻止するために、集合的法益の創設の必要性が肯定されたように、環境法益保護の場合にも同様のことが認められるとする。

これより、この見解は、現実生活の前面に出た「バリア法益」としての集合的法益への保護が、同バリア法益の背後にある具体的個人財の保護をその目的とすべきであると述べる[110]。そうだとすると、環境法益保護の直接目的は生態システムにある利用者への危殆化を避けるにあることになる。この場合、構造的側面から見れば、実質的には集合的環境財を個別の利用ごとに分解していることになる。

しかし、私見によれば、(1) この見解も集合的法益の意義、すなわち社会の構成員の共同的生活に資する外部的基本条件の作用を誤解しているように思われる。なぜなら、集合的法益の共同的利用は、単なる利用者自身の現実的な安全や身体的自由の確保を中核的な目的とするのではなく、むしろ特定の社会領域で提供された発展条件の順調な機能によって基礎づけられるからである。さもなければ、外部的発展条件である「集合的法益」と、公共危険犯における「多数の個人的法益の集積」とが混在していることになり、集合財の独立的な意義がそれによって喪失してしまうであろう。

さらに、(2) 一部の集合財、特に生態資源法益の場合においては、その「バリア法益」としての役割には疑問があると思われる。すなわち、集合的生態資源の供用は確かに各個人の生存、発展にとって重要であり、法的保護に値するのであるが、生態資源の過度な開発などの侵害に際しては、環境基盤汚染の拡散の場面とは異なり、個人的利益の損害がそれにより発生するとは言い難い。そうだとすると、集合財の「背後の法益」との連関の可能性は、場合によって否定されることになる。

3．まとめ

このように見てくると、折衷説の法益理解は、中国環境刑法において適用できる。生態系法益が現世代と後世代の依存する不可欠な外部的生存条件として、刑法による保護に値するからである。集合的法益について、その存在的側面、価値的側面及び形式的特徴を検証すべきであり、

[110] 蓝・前掲注109) 137頁以下、145頁以下参照。

環境法益の場合でも同様である。

まず、保護法益の「存在的側面」にとっては、因果的侵害可能な対象の実在を確認できれば十分であり、環境法益も同様である。生態システムは人類存続の維持に関する機能を提供しており、それ自体が保護客体となり得る。当該環境財が地球上の各生態要素の集合体として現実の物理的な条件であり、その因果的侵害可能性は否定できない。確かに、地球生態システムの広範性・全体性のゆえに、保護法益侵害の具体的規模に対する測定は困難である。ただし、集合的法益を危殆化する行為があれば十分である。

そして、環境法益の「価値的側面」は人間社会の「基本的生活環境の需要」及び「基本的自然資源の需要」にあり、この点は主に中国憲法26条１款の「生活環境と生態環境の保護と改善」という国家目標の規定によって憲法的に基礎をづけられている。

最後に、環境法益の「形式的特徴」については、多数の見解によれば、集合財が社会の構成員に生存と発展の実現の「充分な機会と良き外部的基盤」を平等に提供しており、各個人の有効な利用のために、この機会と基盤は個別には分配できない存在であると認められる。ゆえに、集合財の一種である環境法益の不可分配性は肯定されるべきである。

以上の検討により、環境財の要保護性は検証可能なのであるといえよう。それゆえ、個人的法益の保護に関連する理解、すなわち上述した「媒介的手段」保護説及び「バリア法益」保護説（本項2.C.参照）には、個人の「消極的な利益」（他人の行為からの直接な侵害への防御）と「積極的利益」（現代社会の共同生活における公共福祉の積極的提供）とを混同するおそれがあるというべきである。利益の内容という側面から見れば、消極的な利益は伝統的な個人的法益の安定性を保障するものであり、現代社会の生活にとって重要な平等な発展の空間の提供とは直接関係していない。

そのために、集合的法益はむしろ「積極的な利益」の実現に資する現実的な公共財であり、個々の人の中核的利益の重大な損害・脅威があってはじめてその機能あるいは作用を認識され得ることになるわけではない。